

内閣参甲第七一號

昭和二十四年四月二十六日

内閣總理大臣 吉田茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員姫井伊介君提出各種協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井伊介君提出各種協同組合に関する質問に対する答弁書

一、中小産業が國民の大多数を占める現在、これを構成員とする協同組合は、國家の社會、經濟上有益にして必要な組織であつて、これら組織の自主的な發展を期待し、且つその育成を助長してゆきたい、その觀点から既に農業、水産業及び生活協同組合に關する法律を制定したが、中小企業等協同組合法は、今國会に提案し、審議を仰ぐことになつてゐる。

二、各組合の実情に即應する如く検討する所存である。なお中小企業等協同組合法案においては金融事業の健全性を確保する觀点から信用事業とその他の經濟事業との兼營を認めないこととしている。前記四組合の課稅の減免については、大体同様としているが、中小企業協同組合のうち、企業組合については、自から營利事業を行うものであるから他の協同組合と同様の課稅の減免を行うことは適當でない。

三、金融機関の新設についてはその業務の公共性に鑑みその健全な運営の能否等を充分検討の上慎重考慮することと致したい。

四、中小企業等協同組合法においては、連合会が損害保險事業を行うことが認められてゐるが、その免許については近く今國会に提出予定の「保險組合に關する法律」に基き具体的に検討の上、免許するか否かを決定したい。

生命保險事業は特に數理の専門家を必要とする技術的事業であるので各種協同組合が、これを行ふことは現段階においては賛成し難い。

五、統制物資を除くその他の物資については、生産主体の協同組合と消費主体の協同組合の有機的連絡結合を密にすることは結構である、消費生活協同組合法では他の協同組合との間で一定の條件の下に加入しうるよう規定している次第であるが特にこの点については組合の自主的活動にまちたい。

六、農業協同組合は食糧その他農林産物資の供出出荷、集荷、供出管理を現在行つている。水産業協同組合は目下設立手続進行中であるが、大体同様の事業を行うことになる。

生活及び生産に必要な物資の配給については統制の程度及び方式によつて異なるが、これに應じてできるだけ協同組合にも行わせたい。なお、独占禁止法の立前から協同組合のみに特定の條件で行わせることはできない。

七、課税の関係は政府と納稅者の關係であり、且つ、所得稅はあらゆる所得を総合して課稅することとなつてゐるので、全部の所得を知悉していない第三者が、この間に介入して共同申告をすることは適當でない。